

相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託 実施方針に対する質問への回答

No.	項	項目	質問	回答
1	3	1 (4) - -	対象施設から取付管を除外しているが、道路陥没の要因の一つに取付管の劣化が挙げられる。道路陥没数をKPIなどに含めることを想定しているのであれば、取付管も本委託の対象としていただきたい。	取付管は本委託の対象外となります。
2	3	1 (5) イ -	統括管理業務を所掌するのはJV内の1社で(ア)から(オ)まで担当するのではなく、複数社で分割して所掌する形式でも問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	3	1 (5) イ -	公共下水道管路施設の維持管理に係る公民連携の導入に向けた意見交換会資料では、統括管理業務に次期計画等提案(業務によって得られた成果等を整理し、相模原市下水道施設維持管理計画や相模原市下水道ストックマネジメント計画等の見直しに必要なデータの収集や加工・分析を行い、発注者に対し次期計画の内容を提案)が含まれていましたが、本提案は業務対象外となったのでしょうか。それとも今後の事業展開に向けた提案に変わったという認識でよろしいでしょうか。	「オ 今後の事業展開に向けた提案」においては、本業務終了後に実施を予定している次期公民連携に関する提案等をしていただくことを想定しておりますが、詳細につきましては、入札公告時にお示しします。
4	3	1 (5) - -	汚泥処分についての明記がありませんが、処分については別契約となるのでしょうか。	下水道汚泥等の処分については「(ウ) 清掃・浚渫(緊急含む)」に含まれます。詳細については、入札公告時にお示しします。
5	4	2 (2) ア (工)	代表企業は統括管理責任者の配置企業と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	4	2 (2) ア (カ)	参加企業および共同企業体を構成する企業が、他の共同企業体の構成員として重複することができない旨の記載がありますが、入札後、受託した共同企業体からの再委託先(統括管理業務除く)とすることが可能か、ご教示いただきたい。	再委託の条件につきましては、入札公告時にお示しします。
7	4	2 (2) ア (キ)	「一部業務の再委託については本市の承諾を得たうえで認める。ただし、統括管理業務は再委託を行ってはならない。」との記載がありますが、統括管理業務の内容に関しては全ての作業が再委託禁止という認識でよろしいでしょうか。 (具体例) (ウ) 維持管理情報更新については、データ作成等の委託も認めないという認識でよろしいでしょうか。 (エ) 技術継承に向けた研修を外部委託するような場合も講師等の再委託を認めないという認識でよろしいでしょうか。 (オ) 今後の事業展開に向けた提案についても、専門的なコンサル等に委託することも認めないという認識でよろしいでしょうか。	「(ア) 業務計画書及び業務報告書の作成」及び「(イ) 一元的統括管理」については、再委託不可となります。 「(ウ) 維持管理情報更新」、「(エ) 技術継承に向けた研修」、「(オ) 今後の事業展開に向けた提案」については、本市との個別協議により再委託の可否を決定することになります。
8	4	2 (2) ア (キ)	用語定義の協力企業とは、(キ)で示される再委託先のことを示しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	4	2 (2) イ (ケ)	「審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。なお、公告日以降に本業務について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。」との記載がありますが、不要な接触を避けるためにも審査委員会の委員はどなたが務めることになるかご教示ください。	入札公告時にお示しする予定です。
10	5	2 (2) イ (シ)	「各業務を統括管理する責任者(統括管理責任者)を1名専任で配置すること。」となっておりますが、専任ではなく、兼任も可能という条件に変更できないでしょうか。有資格者の条件的に、本業務のみを専任する場合には今後開示予定の費用面にもよりますが、対応が困難となる場合が考えられます。	専任とする予定です。
11	5	2 (2) イ (シ)	マンホールの蓋交換など道路上で行う工事も含められるのであれば、1級土木施工管理技士の資格が参加資格として必要であると考えます。	各業務の実施に当たっては、資格含め、関連する法令、条例や規則等を遵守していただく必要がございます。詳細につきましては、入札公告時にお示しします。
12	5	2 (2) イ (シ)	統括管理責任者の専任については、テクリス等の登録が必要でしょうか。登録が不要の際は、どのような形で「専任」を確認されるのでしょうか。	テクリスの登録は不要です。 「専任」については、入札への参加にあたり、参加事業者から提出していただく資料等により確認いたします。
13	5	2 (2) イ (シ)	統括管理責任者が他工事の現場代理人や監理(主任)技術者になることは可能でしょうか。	他工事の配置技術者との重複は認められません。
14	5	2 (2) イ (ス)	「公告日から過去10年以内に、国又は地方公共団体を相手とする同種業務の契約履行実績があること」との記載がありますが、同種業務の契約履行実績については履行中の業務も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	原則、契約を完了した業務が契約履行実績の対象となりますが、履行中の業務であっても1年以上契約を履行している場合には、契約履行実績の対象とします。詳細については、入札公告時にお示しします。
15	5	2 (2) - -	本委託は地元企業の育成や技術習得に大いにつながることから、多くの地元企業が本委託に携われるようにしていただきたい。 発注が緑区・中央区と南区の2件に分かれておりますので、一方の区域の受注者はもう一方の区域を受注することができない条件設定が望ましいと考えております。	多くの地元企業が本委託に携われるような条件について、審査委員会を通じ、検討してまいりたいと考えております。

No.	項	項目			質問	回答	
16	5	2	(4)	-	-	「表-2 募集及び選定スケジュール」内に技術提案書に関する質問及び回答期限の記載がありますが、貴市からの質疑・要望内容によっては、修正・改善指示が発生することが見込まれます。その場合、入札書の変更も許容されるのでしょうか。	受付期限を経過した後の入札書の提出（変更）は認められません。
17	6	4	(1)	-	-	「原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金」との記載がありますが、これは、初年度の支払い限度額（入札額）の10分の1以上と言う考えでよろしいでしょうか。	初年度ではなく、履行期間全体の支払い限度額（契約金額）の10分の1以上になります。
18	12	別紙2	2	(1)	-	これまで、事前説明会や意見交換会で提示されていた管内点検、管内調査、清掃・浚渫、修繕の数量と実施方針で示された数量が大幅に乖離していますが、これはなぜ変わったのでしょうか。また、これにより意見交換会で示されていた事業費に変更はございますでしょうか。	これまでは概算による想定数量をお示ししておりましたが、令和7年3月に相模原市下水道施設維持管理計画を改定したことに伴い、対象施設を精査した結果、数量の乖離が生じたものです。なお事業費に関するご質問は、回答を控えさせていただきます。
19	12	別紙2	2	(1)	ウ	土砂の想定数量、処分地までの想定距離を要求水準書で示していただきたい。	入札公告時にお示しします。
20	13	別紙2	2	(2)	ウ	「本業務で実施した各業務の結果や対応状況等を本市が運用する『相模原市下水道施設維持管理システム』へ反映させるためのデータを作成する。」との記載がありますが、どのようなデータで貴市に提供するのがご教示願います。	本市が作成する「一括登録様式（Excel形式）」に、受注者において維持管理情報を入力したものを提供していただくことを想定しております。なお詳細につきましては、入札公告時にお示しします。
21	13	別紙2	2	(2)	ウ	「下水道台帳記載の情報が現地と異なることを把握した場合には、その内容を発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、正確な情報を『相模原市下水道施設維持管理システム』へ反映させるためのデータを作成する。」との記載がありますが、現地と異なる情報がどの程度あるか現段階では不明かと思えます。どのように積算されるのか、どのようなデータで貴市に提供するのがご教示願います。	積算は見積りにより行います。 なお本市へのデータ提供につきましては、No.20の回答のとおりです。
22	13	別紙2	2	(2)	エ	想定している研修会の頻度を提示していただきたい。	年1回の開催を想定しております。
23	13	別紙2	2	(2)	オ	公共下水道管路施設の維持管理に係る公民連携の導入に向けた意見交換会資料で示された次期計画等提案（業務によって得られた成果等を整理し、相模原市下水道施設維持管理計画や相模原市下水道ストックマネジメント計画等の見直しに必要なデータの収集や加工・分析を行い、発注者に対し次期計画の内容を提案）では維持管理計画（長期改築事業シナリオ、点検・調査計画など）、ストックマネジメント計画（改築計画など）の見直しに向けた次期計画内容の提案を行うこととなっているのに対して、今後の事業展開に向けた提案では、どこまでの次期計画内容の提案を行うことを想定しているのか教えてください。	「オ 今後の事業展開に向けた提案」においては、本業務終了後に実施を予定している次期公民連携に関する提案等をしていただくことを想定しておりますが、詳細につきましては、入札公告時にお示しします。